公益財団法人鳥取県スポーツ協会加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人鳥取県スポーツ協会(以下「県ス協」という。) 定款第6 条の加盟団体に関する事項を定めるものである。

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、定款第6条第1項の定めによる。

(組織)

- 第3条 加盟競技団体は、県下のそれぞれの競技別団体として適当なる組織を有し、所属する全国競技団体のある者は、その規則に準拠しなければならない。
- 第4条 郡市体育協会等は、郡市の総合的統括団体として適当なる組織を有し、その団体を 代表して会務を統括する会長を置かなければならない。
- 第5条 学校体育団体は、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び大学の体育運動の 総合的統括団体として適当な組織を有し、その団体を代表し会務を統括する会長を置か なければならない。
- 第 6 条 スポーツに関する事業を行う団体は、アマチュアスポーツに関する事業を実施する団体として適当なる組織を有し、その団体を代表して会務を統括する者を置かなければならない。

(会議の開催)

第7条 会長が必要と認めた場合には、加盟団体の代表者会議及び事務連絡の会議を開く ことができる。

(分担金)

- 第8条 加盟団体は、定款第8条にある分担金を毎年5月末までに県ス協に納入しなければならない。
- 2 前項の分担金の額は理事会の承認を得て別に定める。

(報告及び届出)

- 第9条 加盟団体は毎年4月末までに次の書類を県ス協会長に提出するものとする。但し、 体育行事は3月末日までとする。
- (1) 当該年度の事業計画、収支予算及び役員名簿
- (2) 前年度の事業報告及び収支決算書
- 2 加盟団体は規約(会則)、役員、及び事業計画に変更があった場合は、その旨を県ス協 会長に報告するものとする。
- 第10条 加盟団体は、県ス協から委託された事業が終了したときは、定められた期間内に その結果を県ス協会長に報告するものとする。

(加盟)

第11条 定款第7条により県ス協に加盟しようとする団体は、その代表者により次の書類

を県ス協会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書(団体の名称、代表者名、事務局所在地、事務担当者連絡先)
- (2)規約又は会則
- (3)役員名簿
- (4)団体の概要(組織、機構、構成人員、主たる事業)
- (5)加盟承認を希望する期日の属する年度及び前年度の事業計画(実績)及び収支予算(決算)書

(脱退及び徐名)

- 第12条 加盟団体が脱退しようとするときは、その代表者により理由を付した脱退願書を 県ス協会長に提出しなければならない。又、定款10条の規定により、加盟団体が除名さ れたときは、会長は当該団体の代表者にその理由を記した書類を送付するものとする。 (処分)
- 第 13 条 加盟団体が第 8 条及び第 9 条に定める義務を怠る等、管理運営に適正を欠いたとき、又は本会の加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行うことができる。
 - (1) 指導
 - (2) 勧告
 - (3) 資格停止
- 2 前項第1号及び第2号の処分については、会長の専決事項とするとともに、当該処分を 行った場合は理事会に報告するものとし、第3号の処分については、理事会において出席 理事数の過半数の同意を得て会長が行うものとする。

(負担金の使途)

第14条 第7条の分担金については、予算作成時に公益目的事業の財源とする承認を受けたものを除き、管理費に充当する。ただし、人件費に充当してはならない。

(納入金の清算)

第15条 既に納めた会費、拠出金等は返還しない。又脱退前に支払わなければならないも のがあるときに速やかに納めなければならない。

附則

この規程は、公益財団法人鳥取県体育協会の登記日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。